

貸金業に関する苦情・紛争の解決について

当社は、貸金業法に基づいて指定紛争解決機関である以下の団体を通じて、貸金業に関する苦情及び紛争等の解決を図ることとしています。

名 称：日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
住 所：〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 二葉高輪ビル
電 話：03-5739-3861
受付時間：月曜日～金曜日／9：00～17：00(祝日・年末年始を除く)

以上